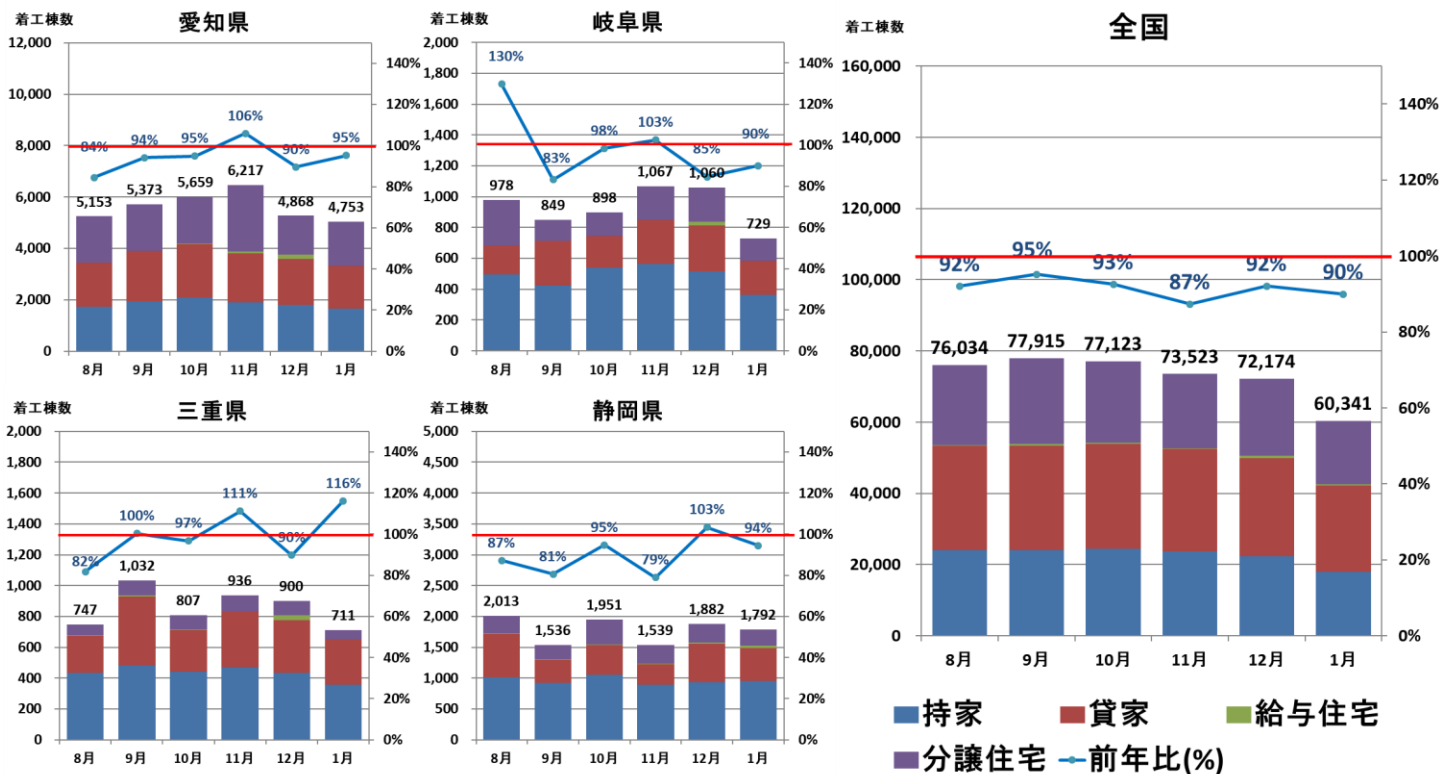


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

次世代住宅ポイント制度の実施状況 (令和2年2月末日時点)

ポイント申請受付状況 (令和2年3月13日国土交通省発表)

	令和2年2月	累計
新築	24,285戸	104,885戸
リフォーム	47,033戸	153,459戸
合計	71,318戸	258,344戸

ポイント発行の
申請期間は令和2年
3月31日までです。

ポイント発行状況(予約申請を含む)

	令和2年2月		累計	
新築	16,301戸	5,532,831千ポイント	73,825戸	25,403,384千ポイント
リフォーム	38,326戸	1,892,653千ポイント	89,812戸	4,357,597千ポイント
合計	54,627戸	7,425,484千ポイント	163,637戸	29,760,981千ポイント

詳細は国土交通省のHP <http://www.mlit.go.jp/> でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の支援策について

新型コロナウイルス感染症への対応について、2020年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」が公表され、資金繰り支援を中心に支援策が拡充されました。

■支援策

- ①資金繰り支援全般に関する相談窓口の設置
- ②日本政策金融公庫による「セーフティネット貸付」や「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
- ③信用保証協会による「セーフティネット保証4号・5号」や「危機関連保証」
- ④都道府県労働局による「雇用調整助成金の特例措置」

などが用意されており、これらの支援策を紹介するパンフレットが公表されています。

《 詳細は経済産業省HPでご確認ください》

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

【参考】セーフティネット保証5号へ2020年3月11日に追加された対象業種

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-3.pdf>

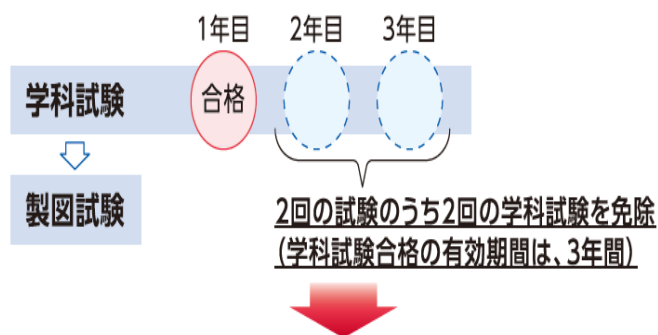
※セーフティネット保証5号の対象業種については、2020年3月11日に、建設工事業や木造建築工事業、建築リフォーム工事業、建設設計業等316業種が追加されております。

建築士試験 令和2年から緩和された受験資格に基づく試験がスタート

3月1日に施行された改正建築士法では、建築士試験に関して**受験要件が見直された**ほか、**受験機会が拡大**されました。受験資格の見直しでは、これまで受験のための要件だった「実務経験」が、免許登録の際の要件に改正されました。学校卒業後すぐに受験することが可能になり、合格後に就職して実務経験を積みれば免許登録ができることとなります。

また、学科試験合格後の設計製図試験に関しては、これまでは「2回の試験のうち2回の学科試験を免除」となっていたものが、「4回の試験のうち2回の学科試験を免除」に改正され、受験機会の柔軟化が図られました。

【改正前】学科試験合格試験の後の2回の学科試験



建築士試験における学科試験免除のあり方を柔軟化

【改正後】学科試験合格試験の後の4回の試験のうち2回の学科試験

